

リフト荷降し中

登坂板からはずし落下・転倒

低床トレーラからフォークリフト荷降作業中、
歩み板よりフォークリフトが落下

発生日時	2014年12月1日(月)14時頃			発生場所	客先敷地内(●●●●●●●●●●)					
事故当事者	所属	●●運送	職種	ドライバー	年齢	51歳	勤務年数	21年	経験年数	30年
	免許取得後	30年	大型牽引免許		技能講習受講後		-	-		
事故概要 (内容)	作業名	フォークリフト荷降ろし作業								
	<p>コマツリフト榑苦小牧支店からの新車(FD20HT-17)納入で客先(●●●●●●●●●●)に到着して荷降しを開始した。 前進で歩み板(自動歩み)のところで、フォークリフトが右側に寄っていた為、修正しようと後進した所、フォークリフトが滑り脱輪して、歩み板の間で、横倒しになった。ドライバーは運転席から飛び降り、怪我は無かった。</p>									



NO.	不具合発生要因	対策内容
①	基本動作未遵守 (荷降ろし時、歩み幅とリフト位置の確認をしなかった。)	基本動作についての再教育実施。
②	コマツリフト殿の指定協力企業では適正チェックで高さが超過するので、他社セルフトラックに変更の提案するも、コマツリフト殿指定協力企業の低床トレーラへの変更を余儀なくされた。	今回の2トンフォークリフト輸送については、セルフトラックとする。 高さに問題がある時は、特車許可の取得若しくは、分解輸送実施。
③	歩み板の幅より、フォークリフトのタイヤ間(左右タイヤの内側)の幅が狭かった。	
④	荷降ろし時、雨が強く降っていて、歩み板が鉄製の為、滑りやすかった。	セルフトラックでウインチを使用して積降しを行なう
⑤	当該作業に必要な資格を持っていなかった。 (フォークリフト運転技能講習)	『フォークリフト運転技能講習』資格取得までは当社からの運送依頼案件について、当該運転手の乗務禁止。